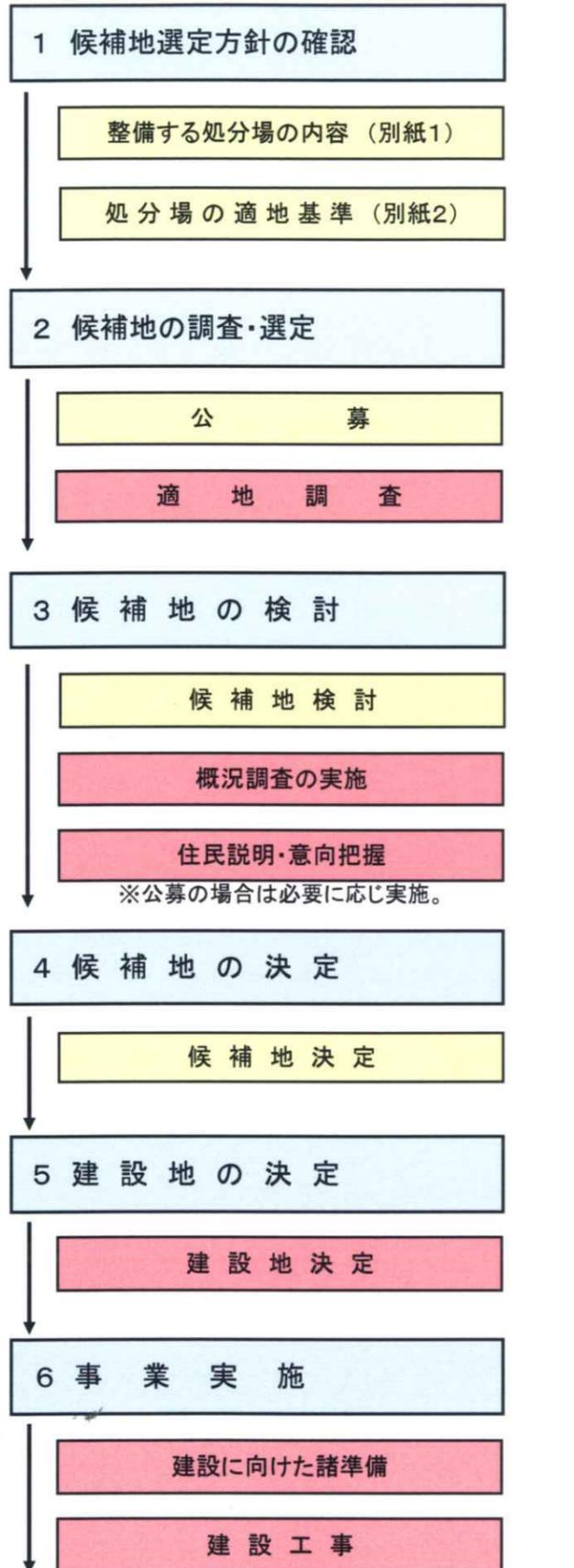


候補地の選定プロセス



○ 候補地選定方針

- ① 廃棄物の最終処分量や処分対象廃棄物の検討を基に、
 - ・整備する処分場の内容
 - ・処分場の適地基準を明確にする。
- ② 候補地の選定は県、県環境整備事業団が連携して行い、最終処分場整備検討委員会で検討する。

○ 公募による候補地募集

- ・処分場の候補地を募集

○ 適地調査

- ① 第1次スクリーニング調査
 - ・法令による規制等の指定地域かを調査
- ② 第2次スクリーニング調査
 - ・法令以外に配慮すべき区域かを調査

○ 候補地検討

- ・適地調査の結果を基に候補地の検討作業の開始を決定

○ 概況調査(専門業者に委託)

- ・現地踏査、文献調査
- ・概略設計による処分場候補地としての適正を調査

○ 住民説明・意向把握

- ・住民への説明会の開催やアンケート調査の実施
- ・首長、議会等の意見聴取

○ 候補地決定

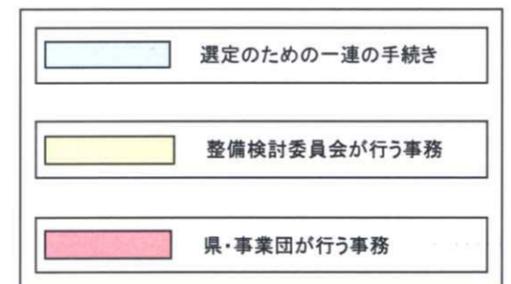
- ・概況調査や専門家の意見等を基に候補地を決定

○ 建設地決定

- ・整備検討委員会の検討の結果を基に建設地を決定

○ 建設に向けた諸準備

- ・(生活)環境影響調査
- ・基本協定、公害防止協定等の締結
- ・安全管理委員会の設置
- ・地形測量、地質・ボーリング調査
- ・基本設計
- ・実施設計
- ・用地測量、用地買収
- ・周辺地域整備計画作成



1 廃棄物の現状と見通し

廃棄物及び最終処分場の現状

全国における一般廃棄物の年間排出量は約5,300万トン、産業廃棄物の年間排出量は約4.1億トンであり、ここ数年横ばい状態となっている。産業廃棄物の最終処分場の残余年数は全国で7.2年(平成17年4月1日現在、環境省調査)となっており、現状では最終処分場の残余容量は極めて逼迫している。

しかしながら、山梨県内には、一般廃棄物の最終処分場1ヵ所と産業廃棄物の安定型最終処分場1ヶ所が稼働しているだけで、その残余容量も逼迫しており、管理型の最終処分場にあっては現在建設中の明野最終処分場が完成するまでは、1つもない状況にある。

また、明野最終処分場の完成後においても明野最終処分場の埋立期間が5.5年と短いことから、その次の最終処分場の確保は喫緊の課題である。

一般廃棄物について

- ・平成16年度の最終処分量は、3.2万トンで、その内訳は焼却残さ2.5万トン、不燃物残さ0.7万トンである。
- ・富士吉田市、大月都留広域事務組合、峡北広域行政事務組合については、熔融施設が整備されたことで、焼却灰は熔融され、熔融スラグとしてリサイクルされているが、一定量の飛灰固化物の処理・処分は必要である。
- ・Cブロック(甲府・峡東地域)については、平成26年度末のごみ処理施設完成を目指して建設作業を進めており、完成後は熔融施設が整備される。
- ・他の施設については、順次、更新時期を迎え、更新後は熔融施設が整備されることとなるが、それまでの間は焼却灰の処理・処分が必要である。
- ・また、粗大ごみ、不燃ごみ等については、徹底した選別により一層の資源化が期待されるが、一定量の残さ物(不燃物残さ)の処理・処分は必要である。

産業廃棄物について

- ・産業廃棄物実態調査によると、平成15年度の総排出量(農業廃棄物を除く)は、171.3万トンで、平成10年度の総排出量157.2万トンに比べ、9.0%増加している。
- ・最終処分量については、平成15年度は、22.4万tで、平成10年度の34万tに比べ、34.1%減少している。また、このうち、自己処分を除く5万t程度が県外に搬出されて最終処分されている。
- ・食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法の整備や、ISO取得企業の増加等で、さらに資源化が進むことから、排出量、最終処分量とも減少するものと考えられるが、最終処分しなければならない廃棄物は必ず残る。
- ・主として、処分が必要な廃棄物は、廃プラスチック、木くずなどの可燃性廃棄物と、ガラス・陶磁器・コンクリートくず、がれき類、工場排水の処理汚泥などの無機性廃棄物である。

2 整備する最終処分場

廃棄物の最終処分について、公共関与による安全性に十分配慮した管理型最終処分場の整備を行うこととする。

○整備する最終処分場の概要

埋立廃棄物

- 一般廃棄物 3品目(焼却灰、飛灰、不燃物残さ)
- 産業廃棄物 14品目(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、コンクリートくず、ガラス・陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、鉍さい、動植物性残さ、汚泥、燃え殻、ばいじん、その他コンクリート固化物)

埋立期間 15年以上

埋立容量 60万m³以上 (うち廃棄物容量45万m³以上)

面積 6ha以上

廃棄物最終処分場の適地基準

(財)山梨県環境整備事業団が整備する次期廃棄物最終処分場の適地基準は次のとおりとする。

○ 第1次スクリーニング（法令による規制等の指定地域）

自然環境の保全、生活環境の保全、災害の防止の観点から、すでに制定されている法律及び県・市町村条例により規制・保全など明確に指定されている地域を除外する。

ただし、指定の解除等が可能な場合は立地候補地として検討する。

| 項目 | 法令名等 | 地域指定等 |
|---------|-----------|--|
| 自然環境の保全 | 自然公園法 | ・ 国立公園 ・ 国定公園 |
| | 県立自然公園条例 | ・ 県立自然公園 |
| | 県自然環境保全条例 | ・ 自然環境保全地区 ・ 自然記念物 |
| | 鳥獣保護法 | ・ 鳥獣保護地区 |
| | 森林法 | ・ 風致保安林 |
| 生活環境の保全 | 都市計画法 | ・ 商業系、住居系の用途地域 ・ 風致地区 |
| | 森林法 | ・ 水源かん養保安林等 |
| 災害の防止 | 森林法 | ・ 土砂流出防備保安林等 |
| | 河川法 | ・ 河川区域 ・ 河川保全区域 |
| | 急傾斜地災害防止法 | ・ 急傾斜地崩壊危険区域 |
| | 地すべり等防止法 | ・ 地すべり防止区域 |
| | 砂防法 | ・ 砂防指定地 |
| その他 | 市町村の条例 | ・ 自然環境の保全、生活環境の保全、災害の防止等の観点から規制・保全など明確に指定されている地域 |
| | 文化財保護法 | ・ 史跡 ・ 名勝 ・ 天然記念物 ・ 伝統的建造物群保存地区 |

○ 第2次スクリーニング（法令以外に配慮すべき区域）

すでに制定されている県・市町村等の計画、自然環境の保全、生活環境の保全、災害の防止、施設整備に必要な面積などの観点から配慮すべき区域を除外する。
ただし、代替措置が可能な場合は立地候補地として検討する。

| 項目 | 内 容 | | 数値基準 |
|---------|------------|---|-------------------------------|
| 自然環境の保全 | 希少野生動植物の保護 | 希少野生動植物の生息等に重大な影響を与える区域 | |
| 生活環境の保全 | 水道水源との位置関係 | 立地場所下流方向の至近位置に水道水源井戸がある区域 放流先河川下流方向の至近位置に水道水源の取水口がある区域 | 水道水源から半径1 km 以内の区域 |
| | 放流先の状況 | 公共下水、河川に放流できない区域 | |
| | 集落との位置関係等 | 周囲に集落がある区域 アクセス道路が集落を通過する区域 | |
| 災害の防止 | 活断層 | 活断層が至近位置にある区域 | 活断層直上及び両側 25m 以内 |
| その他 | 県・市町村等の計画 | 県・市町村等の施設計画がある区域 | |
| | 埋蔵文化財 | 貴重な埋蔵文化財がある区域 | |
| | 土地利用の状況 | 既存の施設や施設計画がある区域 集団的な優良農地がある区域 | |
| | 道路アクセス | 比較的近くまで利用できる道路がない区域 | 主要道路(幅員5.5m 以上)から2 km 以上離れた区域 |
| | 施設整備に必要な面積 | 施設整備に必要な面積が確保できない区域 | 6 ha 未満の区域 |